

平成26年

第1回臨時会

会議録

(ホームページ用)

平成26年 1月27日

平成26年第1回 江 差 町 議 会 臨 時 会  
( 第 1 号 )

◎ 期日及び場所

平成 26 年 1 月 27 日 ( 月 ) 午前 10 時 00 分 江差町役場 議場

◎ 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会 期 の 決 定  
〔町 長 行政報告〕  
日程第3 報告第1号 和解及び損害賠償額の決定の専決処分について  
日程第4 承認第1号 平成 2 5 年度江差町一般会計補正予算 ( 第 1 2 号 ) の専決処  
分の承認を求めることについて  
日程第5 議案第1号 江差町給水条例の一部を改正する条例について  
日程第6 議案第2号 江差町公共下水道条例の一部を改正する条例について  
日程第7 議案第3号 平成 2 5 年度江差町一般会計補正予算 ( 第 1 3 号 ) について

◎ 出席議員 ( 1 0 名 )

議	長	打越 東 亜 夫
副	議	室 井 正 行
議	員	飯 田 隆 一
	〃	小 野 寺 真
	〃	小 笠 原 淳 夫
	〃	横 山 敬 三
	〃	若 山 明 廣
	〃	大 門 和 子
	〃	萩 原 徹
	〃	小 林 栄 治

◎ 欠席議員 ( 2 名 )

議	員	小 笠 原 満
	〃	薄 木 晴 午

◎ 出席説明者

町	長	濱 谷 一 治
副	町	長 谷 川 篤

教	育	長	新	木	秀	幸
総	務	課	澤	口	純	一
政	策	課	田	畑		明
町	民	課	太	田		誠
環	境	課	結	城	孝	好
建	設	課	大	坂	敏	文
追	分	課	大	杉	則	明
農	林	課	福	島		平
ひ	の	長	広	島	良	二
学	校	課	木	村		晃
社	会	課	小	田	島	訓
総	務	係	斉	藤	敏	己

(議会事務局)

局	長	松	尾	幸	春
書	記	秋	山	悦	子

開 会 10:00

(議長)

おはようございます、ただいまの出席議員は10名です。  
定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。  
ただいまから、平成26年第1回江差町議会臨時会を開会いたします。  
本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

(議長)

日程第1、会議録署名議員を指名いたします。  
会議録署名議員は、会議規則第129条の規定により、小林議員、飯田議員  
を指名いたします。

(議長)

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。  
今臨時会の会期は、本日1日とすべき旨、議会運営委員会委員長から報告があ  
りました。  
したがって、今臨時会の会期は本日1日としたいと思いますが、ご異議  
ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日とすることに決定いたしまし  
た。

(議長)

次に、町長からの行政報告の申し出がありますので、これを許可いたします。  
「町 長」

「町 長」(行政報告)

おはようございます。私から最初に行政報告をさせていただきます。町道民税の  
還付加算金の算定誤りについてでございます。  
平成25年12月25日付け北海道新聞にて、「自治体における還付加算金な  
どの算定誤り」の報道を受けて、本町の事務処理手続きを精査したところ、還  
付加算金の一部が未払いになっている事が判明いたしました。

調査の結果、町道民税の平成17年度から平成25年度までの9年間において、40件、20万6千円の加算金に未払いがございました。

未払いの原因は加算金の計算で、本来、計算の始期を「納付のあった翌日」とすべきところを「更正の決定があった日の翌日から起算してひと月を経過する日、」と誤って解釈していたためであります。

なお、他の町民税、町税及び後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育料については適正に処理しておりますのでご理解を頂ければと思っております。

対象者の方々には、速やかに支払の手続きを行って参りますとともに、今後はこのような誤りが起きないように、関係法令の確認を徹底し、再発防止に取り組んで参ります。誠に申し訳ありません。以上です。

**(議長)**

以上で行政報告を終わります。

**(議長)**

次に日程第3、報告第1号 和解及び損害賠償額の決定の専決処分についてを議題といたします。

**(議長)**

提案理由の説明を求めます。

「町 長」

「町 長」(提案説明)

報告第1号 和解及び損害賠償額の決定の専決処分についてでございます。地方自治法第180条第1項に規定する議会の委任による議会、議決事件について、平成25年12月26日をもって専決処分いたしましたので、同条第2項に規定により報告するものでございます。具体的内容につきましては担当課長より説明いたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

**(議長)**

「追分商工観光課長」

「追分商工観光課長」(補足説明)

それでは議案の2ページをお開き下さい。和解及び損害賠償の決定について、昨年12月26日に専決処分をいたしました。

1の当事者。甲は江差町、乙は上ノ国町在住のA氏とさせていただきます。事故

の概要であります。江差追分全国大会開催時の平成25年9月に20日、午後6時30分頃において、江差町字陣屋町88番地先、ハイウェイ灯に針金で固定されていましたが、高さ5m、幅85cmの竹竿製ののぼりが外れ、乙所有の軽自動車の屋根を直撃し、損傷させたものでございます。甲及び乙は上記に起因する損傷について甲の負担と責任において補修する事として交渉を進め、和解する事で合意を得たものであります。

和解及び損害賠償額の概要であります。甲及び乙は上記に起因する車両の補修に係る費用が17万2,986円であると確認し、甲の加入する損害賠償保険にて補填するものでございます。甲及び乙は上記事故について今後どんな事情が生じてもいかなる名目を問わず、各自相手方に対して何らの請求をしないという事での和解をいたしました、以上でございます。

**(議長)**

以上で提案理由の説明が終わりましたので質疑を許します。  
質疑希望ありませんか。

**「小野寺議員」**

議長。

**(議長)**

**「小野寺議員」**

**「小野寺議員」**

はい、お聞きします。少し具体的な事お聞きしたいと思うのですが。たまたまこの前後だと思うのですがかなり強風でしたよね。あの時何か注意報も色々入っていたと思うのですが。私もたまたま用事で町の中をそれこそ柳崎方向、陣屋方向も含めて通っていた時に担当者、役場の職員ですね。担当者が、1人で大変苦労してつけているのを見ました。本当に大変だと思います、江差町の大きなイベントを成功させる為に町職員が状況を見たら体張ってやっていたと思うのですよ。

それで、今回のこの事故に関して少しお聞きしたいのですけれども。それでそもそもああいう仕事は単純に何て言うのでしょうか、穴と言いますか、こう入れるというだけではなく当然このような事も考えると思うのですが。一定の専門的な固定といいますか、色々な特に強風の海岸線上であれば当然だと思うのですけれども。今回たまたまこれは陣屋町ですが、陣屋以外の先ほど言いました海岸線の柳崎方向とか、色々あると思うのです。

それでその場合にその職員がやるとしてそういう専門的な技術的な事というのはどういようように対応されているのでしょうか。その固定の仕方とかですね。それから特に、強風時にどういようような事を対策として考えていたのかと、結果的にこいう事が起きました。この点については今後もこいう事あつてはならない事だと思ひますので、どのよように担当として考えていらつしやるのか。少しお聞きしたいと思ひます。

(議長)

「追分商工観光課長」

「追分商工観光課長」

掲示しているのぼりにつきましては、江差追分全国大会の優勝者の名前が記載されています。または全国の支部、160の支部から、寄贈を頂いて掲示しているという事で、江差に足を運んで頂く参加者の皆さんは非常に、こののぼりに対しての意識が強いと言ひうのですかね。自分の支部ののぼりだとか名前が書かれているのぼりを現地に見に行くよような状況もありますので。やはり迎える側、地元側とすると是非とも掲示をしていききたいというのは、これはうちの方の気持ちとしてある訳でございます。

ただ非常に今回の大会の時は、私もその通りだと思ひていますが、非常に風が強かったと。それでやはり途中で降ろすかという話は、内部でも色々検討しましたが、やはり来て頂ひている方々に少しでも見て頂くという事を考えると、今回の場合はギリギリまで倒れたところは撤去しながらも、ギリギリまで状況見ながら、進めてきたと。それで場所によつても、風の当たる場所、当たらない場所があるものですから、厳しいところについては一部やはり撤去させて頂いたというのが現実なのです。

ですから少しこいう風になつたから全部撤去するのだと、何m以上だから撤去するのだというものではないという風に思ひていますので、出来る限り危険な場所については今回も撤去させて貰ひましたが、今後も状況見ながら、撤去するものは撤去するという方向で進めたいと思ひています。また技術的な問題については、特別な技術が必要というものではありません。ただ針金についても、出来るだけ太いものを使ってしっかりと固定をする。また針金以外にも、固定するプラスチックの器具などもござひますので、こいうものも活用しながら、倒れにくくしていくという工夫も今後していききたいという風に思ひております、以上です。

「小野寺議員」

はい議長。

(議長)

「小野寺議員」

「小野寺議員」

ただ結果的には天候はその暴風雨とか、警報とかという事で確かなかったと思うのですよ、もし間違っていたらごめんなさい。いずれにしても想定の範囲だと思うのです、ああいう気候状況、気象状況は。そうだとすると、結果的には判断のミスがあったからこういう事があったと思うのです。それでそれを繰り返さないためにはやはり今言ったその技術的な面、それほどでもないという事にはならない。やはりしっかりとした部分が私は必要だと思うのです。

それで、これは考えてみたら追分関係だけじゃない、交通安全、後は何があるのか、まあ交通安全がまず大きいです。これは交通安全の場合は江差町の直営というよりはきっと色々団体を事務局的にやっているという事でしょうか。それにしても行政です、結果的には。後はああいう部分というのはまだあるのでしょうか。これ単に担当課の行事という事ではなくて、道路管理者という事にもあるのではないのでしょうか。違いますか、国道でいうとこれは開発建設部になるのでしょうか。

それで町道の側面でああいうものをするというのはあまりないのかもしれませんがけれども、交通安全の関係ならあると思うのです。何か起きた場合はその道路管理者の維持管理の中で起きたという事、旗竿等をつけるという事についても一定の許可。もしくは承諾という事もあるのではないのでしょうか。それも含めれば、やはり先ほどの課長の判断というのは、あまりにも今回のこの事故、まあ専決処分ですけれども。もう少しきちんと、たまたまこれ人身事故はなかった、器物だけに終わったかもしれませんが万が一、竹竿が飛んで頭に当たったなどといったら、私はあれを見るとやはりあの時、取り付けるのは危険ではないのかと少し思ったのです。ただしそのままだったので私自身もそういう意味では何らかの判断した訳ではありませんので、何も言えないものもありますけれども。

やはりこれはしっかりとした行政としての、もし道路の側面があるとするれば道路維持管理という側面も含めたしっかりとした対応が私は必要だと思います。単に追分の大会だったから商工観光だという事にはならないと思うのですが、その点誰が回答になるのかわからないのですけれども、改めてお聞きします。

(議長)



「追分商工観光課長」

「追分商工観光課長」

道路管理者に関してはあくまでも道路のそういう既存の施設を活用させて頂いて、設置するという、許可を出すという事でございますので、あくまでも設置側の責任だという風に認識しております。それで特に色々交通安全の旗ですとか、他の旗もあるのでしょうけれども。特にこの追分大会の旗については先ほどもお話した通り、非常にやはり来て頂く方の意志が強いという事が1つと。この大会の3日間、主に3日間のみを飾りたいという事もあるものですから、多少の、風があっても何とか提示してあげたいというのが地元側の意識だという事なものですから。その中で風が強い場合のせめぎ合いという事で、職員が巡回パトロールを今回も何回もしました。そういう事もしながら、出来るだけそういう事故がある危険性があるところについては撤去していくという事で、今後も進めたいと思っています。ですから今回の場合特にそういう事故があった部分もありますので、尚更その部分については今後注意をしていき、こういう事が今後ないように、進めて参りたいという風に思っておりますのでご理解を頂ければと思います。

(議長)

良いですか。

「小野寺議員」

はい。

(議長)

はい、他に質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

(議長)

本案については議会の委任による専決処分であり、承認を要しませんのでこれをもって報告第1号については終結いたします。

(議長)

次に日程第4、承認第1号 平成25年度江差町一般会計補正予算(第12号)の専決処分の承認を求める事についてを議題といたします。

(議長)

提案理由の説明を求めます。

「町 長」

「町 長」(提案説明)

承認第1号 平成25年度江差町一般会計補正予算(第12号)の専決処分の承認を求める事についてでございます。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

12月29日の強風により、江差町文化会館の屋根が破損し、早急に補修しなければ他に被害を及ぼす恐れがあった事等から1月15日をもって専決処分をいたしましたものでございます。具体的内容につきましては担当課長より説明いたしますので、ご審議の上承認方よろしくお願いを申し上げます。

(議長)

「総務財政課長」

「総務財政課長」(補足説明)

それでは説明申し上げます。議案の5ページでございます。予算構成表で説明いたします。事業名が文化会館塔屋屋根補修でございます。内容は年末時の強風により文化会館屋上にあります塔屋の屋根板金、これがめくれ上がり、ロープ固定による応急措置を行いました。しかしながら、飛散防止あるいは被害拡大防止のために緊急に補修を施す必要があったものでございます。補修部分はおよそ135㎡でございました。補正額は211万1千円でございます。財源内訳は全額一般財源で、普通交付税を充当するものでございます。以上専決補正予算の概要でございます。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

「小野寺議員」

議長。

(議長)

「小野寺議員」

### 「小野寺議員」

似たような問題を何回も決算、予算とか色々聞いていますので、多分私も、これどこに向かって聞いたらいいですか、こっちですか。そうですね、はい。聞きたい趣旨はきっとわかると思うのですが。改めて先ほどの、その似たような感じなのですが、説明が足りないですね。どういう状況でなぜこうなっという事がわからない。この間単に教育委員会所管だけじゃなくて、町営住宅だとかも含めて町の財産の維持補修。それでこの事を何回か論議した時にはすぐの手当が間に合わないにしても、それなりにきちんと確認をしますと。それで急がれるものについては補修しますという事でずっときていますよね。

それで今回のこれはよくわからないのですが、私、年前（としまえ）に一回ぐるっと文化会館の外をゆっくり回って、中も含めて、玄関それから下の駐車場から階段も含めて色々見ました。改めてもう相当傷んでいます、文化会館。それで去年一昨年、一部屋根直したの、屋根でしたか。それであの時も論議しましたけれども、我々は中々その直接屋根に上がって見られる訳ではありませんので、どの程度傷んで、どこまで今緊急性を要するという事がよくわからないのです。それで今回は結果的に何なのか。まったくの不測の事態、想定外で普通にきちんと維持管理して一定の補修をしているけれども、もう思わぬ強風でこういう事になったのか、それとももしかして老朽して傷んでいて、きちんとした対応していればこんな事にならなかったのかよくわからないのですが。

いずれにしても、老朽の、もう老朽と言っていると思うのですが。文化会館はもう根本的に外回りも中もそうですけれども、やらないと。特に外についてはそれこそさっきの旗竿じゃないのですけれども、まかり間違ったら飛ぶ方向によってはこれこそまた大きな事も起きうるかもしれません。大体、図面も何もわからないから、写真すらないから質問の仕様がわからないのですけれども。その点をもう少し教えて下さい。

### （議長）

「社会教育課長」

### 「社会教育課長」

もう少し具体的にというご指摘でございますけれども、町長今及び総務財政課長がおっしゃいましたように、昨年の暮れ12月29日、この時の風が、13mから15mほどの強い風がありました。これによりまして、会館の屋上の上にあります塔屋という部分、塔屋というのは屋上にあります。当会館の場合には大ホールに送る送風の機械が入っている、その塔屋でございます。ここの部分の屋根が、強い風によって飛んだという事でございまして、その飛散の

拡大があるものですから結局我々の方連絡受けまして、上の方に上ってそういう屋根をロープ等で押さえた。

それでロープで押さえたらその下は当然ウエイトと言いますか、重りと言いますか、これでやらざるを得ないものですから、そういうかたちの中で緊急避難的に応急的な措置をしたという措置でございます。それも結構時間がかかりまして、深夜にまで及んだという部分になります。

それで今その修繕の計画と言いますか、その辺のところでございますけれども。今我々の方も、これまでの修繕の経過等を踏まえまして、建物自体が平成2年に建っているという事もございまして、24年経過していると。そういう事で今色々劣化している事は議員も御承知のとおりと思っておりますけれども。我々の方でも色々な横道の、その部分が剥がれ落ちそうな部分があるという事。あるいは屋上の防水の関係。こういったものにつきましても、把握して当然ございまして。緊急性のあるものからそれは優先順位をつけまして、修繕をしていきたいという考え方でございます。屋根の方につきましても、素人の我々の方では少し分からない部分もありますので、これにつきましてはまたその都度点検をさせて頂きたいと思っておりますけれども。そういうかたちの修繕計画を立てながら、今後はその維持補修の方に努めて参りたいという風に考えております。以上でございます。

「小野寺議員」

議長。

(議長)

「小野寺議員」

「小野寺議員」

今のような答弁は課長が変わるとどうしようもないのですが、代々こういう論議したら大体今の様な答弁出てくるのですね。状況をきちんと把握して修繕計画を立てて、緊急を要するものからはきちんと手当していきたいと。じゃあ今回の事についてはどうだったのですか、それまでの調査では。調査していなかったのか調査していたけれども緊急性という判断がなかったのか。役場の職員がやったからわからなかったのか、業者がやったけれどわからなかったのか。結果的にこうなったのか、少しそれを教えて下さい。

(議長)

「社会教育課長」

**「社会教育課長」**

今回の場所につきましては、そういうような想定の方につきましてはしておりませんので、当然これはまだ持つと言いますか、そういう今のこの風にも耐えられるという建物であるという判断をしておりましたので、それにつきましては、当然予測はしていなかったという状況でございます。

**(議長)**

いいですか。他に質疑希望ありませんので質疑を終結いたします。

**(議長)**

おはかりします。

本案については討論を省略し、ただちに採決したいと思いますがご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

**(議長)**

異議なしと認めます。

よって本案については討論を省略しただちに採決したいと思います。

**(議長)**

承認第1号 平成25年度江差町一般会計補正予算(第12号)の専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり承認する事に賛成の方の挙手を求めます。

**(議長)**

挙手全員であります。

よって承認第1号については原案のとおり承認する事に決定いたしました。

**(議長)**

日程第5、議案第1号 江差町給水条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

**(議長)**

提案理由の説明を求めます。

「町 長」

「町 長」(提案説明)

議案第1号 江差町給水条例の一部を改正する条例についてでございます。本年4月1日から消費税率が8%になる事に伴い、水道料金を改定するため、条例を改正するものでございます。具体的内容につきましては担当課長より説明いたします。ご審議の上議決方よろしくお願い申し上げます。

(議長)

「建設水道課長」

「建設水道課長」(補足説明)

それでは議案書の16ページをお開き下さい。資料につきましては資料1ページから2ページをお開き下さい。江差町給水条例の一部を次のように改正する。別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1でございますが、給水装置の種類で専用口径が13mmの場合、基本水量が5リューベの場合、基本料金が従来1,830円であったところ、1,882円に。

口径13mmで8リューベの場合2,366円が2,434円に改正するものであります。資料の方では改正後と改正前の新旧対照表が載っておりますので、資料の方で見て頂いた方がわかりやすいかと思えます。

口径の13mmにつきましては一般家庭で設置されている給水装置であります。また、基本水量を超えた場合は、15リューベまでの1リューベにつき262円が270円に改正するものです。以下口径が20mm以降については表の通りとなります。口径が大きいほどアパート、事業所、大型商店、商業施設という風になっていく表になっております。

別表第2でございますが、臨時的に設置される量水器の場合で、13mm口径で1個1ヵ月の使用料が52円から54円に改正するものです。

別表の第4については量水器を新設した場合の加入金でございます。13mm口径の場合48,676円から50,067円に改正するものであります。資料4ページに消費税導入に伴う水道、下水道料金の比較を資料で乗せてございます。家庭用の口径13mmで下水道の接続有りの場合、4人世帯で20リューベ使用した場合の1ヵ月辺りの負担増加額はおよそ291円。下水道接続無しの場合は174円の増加額となっておりますので表の方ご参照方お願い申し上げます。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりましたので質疑を許します。  
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。  
おはかりします。

(議長)

本案については討論を省略し、ただちに採決したいと思いますがご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、ただちに採決いたします。

(議長)

議案第1号 江差町給水条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。  
よって、議案第1号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第6、議案第2号 江差町公共下水道条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

(議長)

提案理由の説明を求めます。  
「町長」

「町長」(提案理由)

議案第2号 江差町公共下水道条例の一部を改正する条例についてでございます。給水条例の改正と同様に消費税率の改定に伴い、下水道料金を改定するため、条例を改正するものでございます。具体的内容につきましては担当課長より説明いたします、よろしくお願い申し上げます。

(議長)

「建設水道課長」

「建設水道課長」(補足説明)

それでは議案書の20ページをお開き下さい。資料につきましては資料3ページをお開き下さい。江差町公共下水道条例の一部を次のように改正する。第29条第1項の表を次のように改める。一般用で1ヵ月に排除した汚水量8リューベの場合、基本料金が1,596円から1,641円に改正するものであります。また超過料金につきましては基本水量を超える1リューベにつき199円を205円に改正するものであります。公衆、浴場用につきましては1リューベにつき98円を101円に改正するものであります。なお資料の4ページには先ほど水道料金改正で説明いたしました4人世帯の比較表を載せております。下水道有りの場合、1ヵ月辺りの増加額は117円となります。ご参照方よろしくお願い申し上げます。ご審議の程お願い申し上げます。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので質疑を終結いたします。

(議長)

おはかりします。

本案については討論を省略しただちに採決したいと思いますがご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)



(議長)

異議なしと認め、ただちに採決いたします。

(議長)

議案第2号 江差町公共下水道条例の一部を改正する条例について原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって議案第2号については原案のとおり可決されました。

(議長)

次に日程第7、議案第3号 平成25年度江差町一般会計補正予算(13号)についてを議題といたします。

(議長)

提案理由の説明を求めます。

「町長」

「町長」(提案理由)

議案第3号 平成25年度江差町一般会計補正予算(13号)についてでございます。今回の補正の内容につきましては、役場庁舎住民ギャラリーカーテンウォールの改修及び直轄港湾の災害復旧に係る経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,737万8千円を追加し、歳入歳出の予算を歳入歳出それぞれ48億7,312万円とするものでございます。併せまして地方債の補正をお願いするものでございます。具体的内容につきましては担当課長より説明いたします。ご審議の上議決方よろしくお願い申し上げます。

(議長)

「総務財政課長」

「総務財政課長」(補足説明)

それでは説明申し上げます。議案の23ページでございます。予算構成表で説明いたします。併せまして資料の配布をしております、資料が4でございます。

1つ目でございます、役場庁舎住民ギャラリーカーテンウォール改修でございます。内容は役場庁舎西側、追分会館側にあるカーテンウォールでございます。いわゆる2階まで伸びているガラス窓でございます。この複層ガラスにひび割れが発生しました。破損の危険性があります。及び窓枠のシーリング部分、ここから雨水が浸透してきております。このシーリングを打ち替える事を早急な対応が必要と判断したものでございます。補正額は113万9千円でございます。財源内訳は全額一般財源でございます。

2つ目でございます、直轄港湾災害復旧でございます。これは資料4と併せてご覧頂きたいと思っております。昨年3月2日の低気圧によりまして暴風波浪により被災した西外防波堤及び西防波堤の復旧事業につきましては25年度と26年度の2カ年で国直轄の港湾災害復旧事業として取り進めているところでございます。26年度施工分の一部を前倒ししまして25年度分に追加するものでございます。資料では被災箇所、赤い部分で示しております。右側の方、右上の部分です。西外防波堤の災害箇所でございます。今回は159、5mを追加しまして残る12、2m、これは26年度分で施行予定でございます。左の西防波堤の追加は今回ございません。

25年度の追加する事業費は8,119万2千円でございます。町の負担は20%でございますので1,623万9千円となるものでございます。従いまして2カ年の事業費総計が2億1,120万4千円でございます。このうち25年度分で1億9,417万4千円。事業費総体で言いますと、事業費総体のうちの92%、この部分を25年度で実施するという事でございます。残りの1,703万円、これにつきましては26年度の事業費となるものでございます。

補正額は1,623万9千円でございます、財源内訳は地方債が1,630万、一般財源はマイナスになります。6万1千円の減額となるものでございます。以上補正額合計1,737万8千円。財源内訳は地方債が1,630万円。一般財源が107万8千円でございます。一般財源は普通交付税を充当するものでございます。

次に議案の27ページでございます。第2表の地方債補正変更分でございます。起債の目的、直轄港湾災害復旧でございます、限度額は2,250万円を3,880万円と変更するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法は変更ございません。

関連しまして最後のページです。34ページでございます。地方債の現在高見込みに関する調書でございます。25年度末現在高見込額は1,630万円を追加し、65億1,676万7千円となるものでございます。以上でございます。

**(議長)**

以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。  
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

**(議長)**

質疑希望ありませんので質疑を終結いたします。

**(議長)**

おはかりします。

本案については討論を省略しただちに採決したいと思いますがご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

**(議長)**

異議なしと認めます。

よって本案については討論を省略しただちに採決いたします。

**(議長)**

議案第3号 平成25年度江差町一般会計補正予算(13号)について原案に賛成の方の挙手を求めます。

**(議長)**

挙手全員であります。

よって議案第3号については原案のとおり可決されました。

**(議長)**

以上で本臨時会に付議された案件については、すべて議了いたしました。

これで会議を閉じます。

平成26年第1回江差町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉 会 10:37